

第3回建築基準法の見直しに関する検討会 意見等の概要

日時：平成22年4月15日（木）17:00～20:00

場所：東海大学校友会館（霞ヶ関ビル）

※：第3回検討会において、学識者、施工・生産関係、消費者・保険関係の委員からの提出資料及び意見発表を踏まえて行った意見交換の概要です。発言順。

○久保委員

- ・細澤委員の「適判は、一定の技術力を有する者が第三者の公平性を持ち構造計算の過程の適切性を審査するための仕組みである」との指摘は同意できるが、「構造設計一級建築士が設計した建築物について適判を不要とする」との提案は、第三者性が担保できるのかという点に疑義があり、解しかねる。

○細澤委員

- ・構造設計一級建築士は、構造設計に関し高度な知識・技能を有しており、当該設計士が設計していれば、適判は不要と考えている。第三者性については、主事による審査で担保されている。

○岡和田委員

- ・適判は、構造計算書の偽装の予防としてだけでなく、構造安全性の確保としても有用である。確認機関において構造審査が終了し、適判審査に回された後でも、簡単な不整合だけでなく、構造耐力が足りないこと、入力値の間違い、知識不足による間違い等が見受けられる。
- ・適判対象建築物は、構造設計一級建築士が関与しているが、構造設計一級建築士は、全ての構造を熟知しているわけではない。RC造は分かるが、S造はそうでもないという者もあり、構造設計に間違いが生じていることがある。
- ・適判の実施にあたっては、単純な二重チェックとならないように、また適切な審査期間となるように取り組んでいるところである。

○脇出委員

- ・横浜市においては、適判対象建築物に係る申請書を受理してから確認済証を下ろすまでの期間は、H19年において79日、H20年において63日、H21年において59日と減少傾向にあり、適判制度は定着しつつあると感じている。
- ・適判対象建築物の申請件数は272件であるが、そのうち確認済証を下ろしたものは190件であり、残りの82件、全体の約3割については、申請書の不整合や構造計算等の誤りがあり、申請者が申請を取り下げている。

○木原委員

- ・能力のある設計者に裁量を与えるべきとの意見があったが、今一級建築士として設計に携わっている者は 15 万人ほどであり、この中で、法令の仕様規定のみで設計するのであればともかく、現在は社会から、コストが合理的で良質の建築物を性能規定型法令により設計するよう求められているが、そのような構造技術を持った者は極少数である。今回の法改正でその能力があるものが構造設計一級建築士となったが、「構造設計一級建築士資格は不要であり、全ての構造設計を一級建築士に任せるべき」との桑原委員の意見発表は矛盾であり暴言でもある。

○桑原委員

- ・木原委員の意見の意図は非常に分かる。これまで、構造設計・設備設計が重視されてこなかったということを発表した。構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を単純にいらないとは言っていない。構造設計一級建築士、設備設計一級建築士については、今回の検討会の後に継続して議論すべきと考えている。

○来海委員

- ・岡和田委員は、適判で間違いを見つけていると言っているが、次回の意見発表において、適判において間違いが見つかったものの割合を示して頂きたい。
- ・適判における指摘の大部分が、間違いの指摘ではなく、申請資料の内容について説明を求められるのが大半であると認識している。
- ・また、構造設計一級建築士が全ての構造を熟知していないという発言があったが、それであれば、資格制度自体を見直すべきである。

○岡和田委員

- ・適判において間違いを見つけたことは、数例ある。ただし、割合が小さいから、適判はいらないということではない。率の問題ではなく、絶対値の問題である。エンドユーザーに対して、違反建築物は一つでも生み出してはいけない。

○深尾座長

- ・私は率も大きな問題であると思う。適判でも見逃す間違いはあると思う。岡和田委員には、次回に、適判対象建築物のうちどのくらいの率で間違いが見つかるのか示して頂きたい。

○来海委員

- ・角委員と細澤委員の意見発表にあったように、建てる人と使う人が同じ建築物と違う建築物等に分けて考えることも必要ではないか。
- ・協出委員から、「横浜市においては、適判対象建築物の申請件数のうち約 3 割が申請を取り下げている」とのことだが、適判審査の過程なのか、確認審査の過程なのかについて教えて頂きたい。

○脇出委員

- ・次回お示しする。

○牧村委員

- ・自分は東京地裁の専門委員をやっているが、訴訟で多いのが、小規模建築物と戸建住宅の設備の問題である。
- ・建築士自体がエンジニアリングに対して理解が少ない。工事監理者や施工者も設備の知識の不足している者が多い。建築士ができないことは、誰かがカバーしなければならない。設備設計にはピアチェックがないため、この検討が必要である。

○重田委員

- ・小規模建築物の質の低下は事実であると思う。職人の量も質も低下している。
- ・伝統工法を継承して残すという土壤がない。寺社については宮大工が保護されているが、在来工法は技術を継承していこうという空気がない。国が保護すべきものであると考えている。

○久保委員

- ・「建築基準法に何を望むのか」についての意見が多いが、今後の進め方として、今回本当に検討が必要な項目は何か、また、建築に関わっている者や団体がそれぞれ何ができるのか、について議論する必要がある。
- ・鈴木委員は、「構造計算等に伴う数値根拠のデータベース化を国にしてほしい」と言っていたが、これは本来自分たちで作って、国に活用や導入を働きかけるべきではないか。

○鈴木委員

- ・伝統工法を扱っている工務店は小規模なところが多いため、仕口や接合部の性能等については、国でデータベース化をして欲しいと考えている。住宅局のプロジェクトが立ち上がっておりデータベースの整備を進めているところであり、数年のうちに公開できるものと考えている。

○三栖委員

- ・谷合委員の意見発表の中で、確認審査期間について指摘があったが、確認審査においては正式な申請受付前に事前審査を行っているところもあり、実態はもっと長くかかっている。
- ・また、欠陥住宅被害の中で、安全に係るものはどのくらいなのか教えて欲しい。国土交通省の提供資料にもあるように、年間に100万戸の住宅が建っている。この中で欠陥のあるものの数が相対的に多いのかどうかを知りたい。

○谷合委員

- ・正確に全ての相談の内容を精査していないが、構造と雨漏りに係る欠陥が多く、構造に係るものは半分くらいと認識している。
- ・欠陥のある住宅は、関東住宅ネットで把握しているのは、数で言うとそう多くはないが、相談は、HPや知人を通じてのものであり、また東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県に限ったものである。また、弁護士に相談に行くのはハードルが高い状況であることから、潜在的な欠陥住宅はまだまだあると考えている。

○高野委員

- ・確認審査の法定期間について、「適判に係らないものは21日、適判に係るものは35日とする」との意見発表があったが、法定期間21日（小規模建築物は7日）については、1950年の建築基準法制定当時から既にそのように規定されており、H19年の法改正において、適判制度の創設とともに、初めて法定期間の見直しがおこなわれたものである。
- ・1950年当時は、木造の平屋・2階建てが大半であったが、現在、建築物が大規模化・複雑化するとともに、法律も複雑化している。また、H19年の法改正により、確認審査が厳格化され、指針告示で審査方法が定められている。確認審査の法定期間については、これらのことを踏まえて議論してほしい。
- ・国土交通省のマニュアルにもあるとおり、確認審査に長期間かかっているものは、設計者が整合性のとれた申請図書を提出していないものが多い。完成度の高い申請図書の提出があって初めて審査期間を短縮できる。

○峰政委員

- ・角委員から、事業用建築物と一般用建築物を分けて考えてはどうかという意見発表があった。また、谷合委員から、建売り・売建ての建築物に問題が集中しているとの意見発表があった。建売り・売建てのものは、非常に安い費用で設計しなければならない状況に置かれている。共同住宅についても多くの分譲のものに問題が多い。売するのか、そのまま使用するのかという使用形態で分けて議論をすべきだを考える。「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」の報告書においても、同様の記述がされていたと思う。

○深尾座長

- ・個人的には自分もそう考えている。

○浅田委員

- ・現在は、実審査期間は法定期間に収まっている。設計者等の修正期間が入り、時間がかかっている。実審査期間を評価してほしい。
- ・適判対象建築物は構造設計一級建築士の関与が必要であるが、相当数の指摘をしているのが実態である。また、指示した時に、一級建築士が直接訂正に来ずに、組織設計事務所の者や下請けの構造設計事務所の者が来ることが多い。設計者の質に大きな問題があると考えている。